

インボイス制度スタートに伴う消費税支払方法の変更

個人のお客様であれ法人のお客様であれ、適格請求書発行事業者様であれ免税事業者様であれ、当社に金属スクラップを販売していただける方は基本的に大歓迎なのですが、令和5年10月1日よりスタートしたインボイス制度により、金属スクラップの有価買い取りに際し買取金額に対して消費税をお支払いできるのは、

適格請求書発行事業者の登録番号（インボイスナンバー）を弊社に登録いただいているお客様だけとなりました。

その他のお客様においては、本体価格のみのお支払いとなることをご了承ください。

令和5年11月吉日

取引先各位

〒933-0946

富山県高岡市昭和町2丁目3番1号

株式会社 関文吉商店

TEL 0766-22-0442

FAX 0766-22-0377

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から「適格請求書保存方式（インボイス）」が導入されます。複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、弊社の適格請求書発行事業者番号をご通知するとともに、貴社の登録番号を通知書に必要事項をご記入の上、弊社までご通知くださいますようお願いいたします。

何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 弊社登録番号：T9230001010264
2. インボイスについて○印でいずれかにお答えください。
登録済み 登録予定 登録しない
3. 通知方法：下記通知書に記載の上、郵送またはFAXにて返送をお願いします。

(なお、上記2で「登録予定」の方は通知番号が届き次第、ご連絡願います。)

敬具

適格請求書発行事業者登録番号通知書

適格請求書発行事業者登録番号	T																		
会社名・部署名																			
ご担当者																			
ご連絡先																			